

紀の川市指定地域密着型サービス事業者代表者 様
紀の川市指定訪問型サービス事業者代表者 様
紀の川市指定通所型サービス事業者代表者 様

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算に係る届出について (通知)

平素は、紀の川市高齢介護事業に格別なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、紀の川市から指定を受けている事業所（地域密着型サービス事業または介護予防・日常生活支援総合事業）が令和7年4月または5月から介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を算定する場合（前年度から継続して算定する場合を含む）は、下記期日までに届出を行う必要があります。

各提出書類を作成するにあたっては、市ホームページ及びきのくに介護 de ネットに掲載している「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について」を必ずご確認の上、各種提出書類の作成をお願いします。

計画書の様式については、市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認いただき、届出に際し、遺漏のなきようお願いいたします。

記

(提出期日)

令和7年4月15日(火) ※厳守

※年度の途中（令和7年6月以降）から加算を算定する場合は、**加算を算定しようとする月の前々月末日**が提出期限となります。

(提出先)

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 本庁 2 階 21 番窓口
紀の川市福祉部高齢介護課

(提出方法)

- ・電子申請届出システム
- ・LINE-WORKS
- ・電子（メール）または紙（郵送・持参）

※電子メールの場合は、タイトルを「令和7年度処遇加算計画書【法人名】」とし、

k070600-001@city.kinokawa.lg.jp へ送信により提出してください。

※郵送の場合は、控え返却用として宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

(提出書類) ※様式は市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認ください。

- 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (別紙様式 2-1、2-2)

※計画書様式は和歌山県で統一されています

- 地域密着型サービス事業の場合

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 3-2) ※

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1-3) ※

- 介護予防・日常生活支援総合事業の場合

・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 50) ※

・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表 (様式 1-4) ※

※A2・A6用、A3・A7用があります。

※ 新規に加算を算定する場合、加算区分を変更する場合にのみ、介護給付費算定または介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出を同時に提出してください。

(提出に係る留意事項)

ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等状況一覧表」については、サービスごとに別々に作成してください。

ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。(介護保険事業所番号が同一の場合)

ウ 令和6年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和7年度に加算の算定を行わない場合は、サービス毎の体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表を速やかに提出してください。

※計画書の内容をすべての雇用する職員に対し周知することとなっています。会議録や周知文書等により周知したことが確認できるようにしてください。

紀の川市福祉部高齢介護課

TEL : 0736-77-0980

Email : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp